

【すこやか歳時記】 長月の候



今年のシルバーウィークは
2015 年以来の大型連休に。
心身ともにリフレッシュを。

今年のシルバーウィークは 9 月 19 日（土）～ 23 日（水）までの 5 連休になっています。日付けが固定ではない「敬老の日」（9 月第 3 月曜日）と「秋分の日」（天文学上の秋分日）が一日空けて近づき、その間の一日も休日になるからです。これは祝日法の第 3 条第 3 項の規定によるもので「その前日及び翌日が「国民の祝日」である日（「国民の祝日」でない日に限る。）は、休日とする。」となっています。そのため今年は 2015 年以来、11 年ぶりの大型連休になりました。また、その週末の 25 日（金）には「十五夜」も迎えます。

会計年度ではちょうど上期が終わりを迎える頃で、残り半分の下期が始まります。この機にしっかりリフレッシュして、ぜひ心身ともに健やかに下期に臨んでください。



注意

**最低賃金、今年も上がります
いまのうちに一度チェックを**

国から今年の最低賃金の引上げ額の目安が示されました。このとおりに改定されれば、全国平均は 1,176 円、引上げ額は 55 円の予定です。昨年の 66 円より小幅ですがそれでも 4.9% の上げ幅。福岡を含む B ランクの目安は 56 円で、時給が最低賃金に近い方がいらっしゃる職場では人件費に直接効いてきます。実際の改定額は都道府県ごとに 8 月から 9 月にかけて決まり、発効は 10 月ごろが中心です。いまのうちに、社内でいちばん低い時給がいくらか、その方が何人いらっしゃるかを確認しておく、改定額が出たあとの対応がスムーズです。



▶ 令和 8 年度地域別最低賃金額改定の目安について（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_74920.html

日々是好日カレンダー

9 月 SEPTEMBER	
長月・菊月・寝覚月・夜長月	
1 火	・二百十日 ・防災の日 ・健康増進普及月間 ・障害者雇用促進月間
2 水	・宝くじの日 ・くつの日 ・VJ デー
3 木	・ホームラン記念日 ・ベッドの日 ・クチコミの日 ・グミの日
4 金	・クラシック音楽の日 ・くしの日 ・串の日 ・オークションの日
5 土	・国民栄誉賞の日 ・クリーンコールデー ・計画と実行の日
6 日	・クロスワードの日 ・黒豆の日 ・黒酢の日 ・妹の日
7 月	・白露 ・クリーナーの日 ・CM ソングの日
8 火	・国際識字デー ・「明治」改元の日 ・ニューヨークの日
9 水	・重陽の節句 ・救急の日 ・世界占いの日 ・ロールケーキの日
10 木	・雇用保険被保険者資格取得届の提出
11 金	・二百二十日 ・警察相談の日 ・高齢者交通安全旬間（～ 20 日）
12 土	・水路記念日 ・宇宙の日 ・マラソンの日
13 日	・世界法の日 ・司法保護記念日 ・乃木大将の日
14 月	・セブテンバーバレンタイン ・コスモスの日 ・十字架賞賛の日
15 火	・国際民主主義デー ・ひじきの日 ・老人週間（～ 21 日）
16 水	・ハイビジョンの日 ・競馬の日 ・マッチの日
17 木	・モノレール開業記念日 ・キュートな日
18 金	・満州事変勃発の日 ・かいわれ大根の日 ・島言葉の日
19 土	・苗字制定の日 ・遺品整理の日 ・九十九島の日
20 日	・秋の彼岸入り ・空の日 ・バスの日 ・動物愛護週間（～ 26 日）
21 月	・敬老の日 ・秋の社日 ・秋の全国交通安全運動（～ 30 日）
22 火	・国民の休日 ・カーフリーデー ・世界ビーチクリーンアップデー
23 水	・秋分の日 ・秋分 ・不動産の日 ・万年筆の日 ・海王星の日
24 木	・清掃の日 ・歯科技工士記念日 ・雪の日 ・みどりの窓口記念日
25 金	・十五夜 ・主婦休みの日 ・10 円カレーの日 ・藤ノ木古墳記念日
26 土	・秋の彼岸明け ・ワープロ記念日
27 日	・世界観光の日 ・世界網膜の日 ・女性ドライバー誕生の日
28 月	・パソコン記念日 ・プライバシーデー ・世界狂犬病デー
29 火	・クリーニングの日 ・招き猫の日 ・洋菓子の日
30 水	・社会保険料納付期限（8 月分）

★ 青字は人事労務部門に関わる期日です

《今月の特集①》ハラスメント事件の公正・中立な調査方法

自社でハラスメント事件が起きたときに、どのように調査を進めればよいかについてポイントを解説します。

はじめに

テレビドラマの撮影現場での俳優同士のハラスメント疑惑が大きく報道され、世間の注目を集めています。もし自社でハラスメント事件が起きたときに、どのように調査を進めればよいかについてポイントを解説します。

1. 調査体制の中立性確保

人員構成

関係性や性別によるバイアスを避けるため、当事者と利害関係のない者を選出しましょう。人事担当者に加え、社労士や弁護士などの外部専門家を交えることも有効です。

ヒアリングの手法

相談者・行為者・第三者への聴取は個別に、同じ質問項目・同じ姿勢で行い、「いつ・どこで・誰が・何をしたか」という客観的事実を感想や評価と分けて記録します。聴取内容は録音または詳細な記録として残します。安易な決めつけや誘導尋問を避けましょう。

客観的資料による裏付け

証言だけに頼らず、勤務記録、メールやチャットの履歴、入退室記録など客観的資料を可能な範囲で収集します。証言と資料に食い違いがある場合は、その差異自体を丁寧に検討します。

2. プライバシー保護

相談内容・当事者名は調査担当者の必要最小限に限定して共有し、社内の別部署や無関係な同僚への漏洩を防ぎましょう。聴取記録やメール等の証拠資料は施錠管理・アクセス制限のうえ保管し、目的外利用を禁止します。相談者・行為者双方のプライバシーに配慮し、調査終了後の記録保存期間や廃棄ルールもあらかじめ定めておく必要があります。

また、安心できる相談環境整備のため、会社がプライバシーに配慮する旨を当事者に伝えましょう。

3. 事実認定と処分判断の分離

「何が起きたか」の事実認定と、就業規則上の評価・処分判断は別工程として扱います。事実認定が曖昧なまま重い処分を下すと、処分の妥当性自体が後に争われかねません。

4. 労災対応

ハラスメントを受けた労働者から労災申請の希望があった場合、最も避けるべきは「うちのハラスメントではない」「大げさだ」といった態度で申請自体を妨げることです。労災申請は労働者の権利であり、会社が申請を拒否したり提出を遅らせたりする権限はありません。

ただし、労災申請にかかる書類作成や会社の証明には協力しつつも、必ずしも相談者の主張を全て認める必要はありません。事実確認は中立かつ客観的に行い、意見の食い違いがある場合はその旨を書類等に記載しましょう。状況によっては、労働者の同意を得たうえで、産業医と連携し、休業や配置転換など安全配慮の観点からの対応を並行して進めることも検討しましょう。

5. 不適切な調査のリスク

不適切なハラスメント調査は次のようなリスクにつながります。

- ① 使用者の安全配慮義務違反として、相談者側から損害賠償請求を受ける法的リスク
- ② 調査の不公正を理由に、行為者側から処分無効・名誉毀損等で争われるリスク
- ③ 対応の不備が SNS 等で拡散した場合の採用・取引への風評リスク

調査規程・相談窓口体制の整備、外部調査への同席、労災対応時の書式整備など、貴社の実情に応じた支援が可能です。お気軽にご相談ください。

《今月の特集②》出産・育児に関連する手続きの全体像

出産育児に関わる手続きを「給付」「免除」「復帰時の選択肢」「住民税」の4つのテーマに分けて解説します。

はじめに

出産・育児休業に関連する給付や計算、注意事項などは多岐にわたり、頻繁に法改正も行われるため全体像を把握することが難しい分野の一つです。以下、出産育児に関わる手続きを「給付」「免除」「復帰時の選択肢」「住民税」の4つのテーマに分けて解説します。

1. 給付

出産・育児にまつわる給付は、健康保険(協会けんぽ等)と雇用保険(ハローワーク)の2系統があります。

出産手当金

産前42日～産後56日、給料日額のおおむね2/3が支給されます。例：月給30万円なら日額約6,700円、産休98日分で合計約65万円が目安

育児休業給付金

休業開始から180日は休業前賃金の67%、181日目以降は50%。例：月給30万円なら最初の6か月は月20万円前後、以降は15万円前後

出生時育児休業給付金(産後パパ育休)

出生後8週間以内に最大28日、休業前賃金の67%。

出生後休業支援給付金(2025年4月新設)

夫婦それぞれ14日以上の子育休取得を条件に、上記へ13%上乗せ(合計80%)。非課税・保険料免除と合わせて手取りベースでおおむね10割相当になります。

企業の to do

各給付は会社経由でハローワーク・協会けんぽへ申請します。特に出生後休業支援給付金は配偶者側の情報確認が必要なため、早めに情報収集をしましょう。

2. 免除(社会保険料)

産前産後休業・育児休業の期間中は、届出により健康保険料・厚生年金保険料が本人・会社負担分ともに全額免除されます。免除されても将来の年金額が減ることはなく、保険料を納めたものとして扱われます。同月内に14日以上育休を取得した月も免除対象です。

企業の to do

「産前産後休業取得者申出書」「育児休業等取得者申出書」を年金事務所へ提出します。届出をしないと免除が始まらないため、休業開始前に提出予定日を管理表に記載しておくで安心です。

3. 復帰時の選択肢

復帰にあたり、3歳未満の子を養育する労働者には短時間勤務(時短勤務)制度の利用が法律で保障されています。また、休業前と著しく異なる不利益な配置転換は認められません。時短勤務等で給与が下がった場合は、標準報酬月額の見直しや将来の年金額の保全などの措置があります。

企業の to do

復帰面談で時短勤務の希望・原職復帰の可否を確認します。復帰後に給与の低下などがあれば、年金事務所へ必要な書類を提出します。

4. 住民税

住民税は前年所得に対して課税されるため、育児中の給付金自体は非課税でも、休業前年の所得に応じた住民税は納める必要があります。

給与天引き(特別徴収)ができない間は、①普通徴収に切り替えて本人が自分で納付する、②特別徴収を続けたまま従業員が会社へ現金等で支払う、のいずれかの方法をとります。

なお、育休を取得した年の所得が一定基準以下になった場合、その翌年度の住民税は非課税になることがあります。

企業の to do

休業前に住民税の徴収方法(普通徴収/会社への支払い)を本人と決めておきます。市区町村への切替届が必要な場合は早めに提出しましょう。



2026年8月から変わりました 健康保険の高額療養費制度

～月ごとの自己負担限度額を上げ、あわせて新たに「年間上限」を新設～

高額療養費制度は、ひと月の医療費の自己負担が「自己負担限度額」を超えたときに、超えた分が払い戻される制度です。2026年8月から、次のとおり見直されました。

- ① 月ごとの自己負担限度額を上げ ② 多数回該当（4か月目以降）の金額は据置き ③ 「年間上限」を新設

1 自己負担限度額の引上げ(70歳未満)

70歳未満の方 ()内は多数回該当^{※1}の場合

	被保険者の所得区分	自己負担限度額	年間上限額 ^{※4}
ア	標準報酬月額 83万円以上	270,300円+ (総医療費 ^{※2} - 901,000円) × 1% (140,100円)	168万円
イ	標準報酬月額 53～ 79万円	179,100円+ (総医療費 - 597,000円) × 1% (93,000円)	111万円
ウ	標準報酬月額 28～ 50万円	85,800円+ (総医療費 - 286,000円) × 1% (44,400円)	53万円
エ	標準報酬月額 26万円以下	61,500円 (44,400円)	53万円 ^{※5}
オ	低所得者 ^{※3}	36,900円 (24,600円)	29万円

※()内は多数回該当の場合

2 「年間上限」の新設

月々の限度額に達しない場合でも、1年間（8月～翌年7月）の自己負担額の合計が年間上限額に達したときは、それを超える負担が不要になります。多数回該当とらなかった方や、極めて高額な医療を受けた方の負担が軽減されます。なお、2027年8月にも所得区分の細分化などの改正が予定されています。

■ 会社の実務ポイント

長期療養中の従業員や、大きな手術・入院を控えた従業員には個別にお知らせを。
窓口負担を限度額までに抑えるには、マイナ保険証の利用（または限度額適用認定証）が必要です。

スタッフ紹介

福岡中央労務管理事務所
濱田 早弥香

Sayaka Hamada

濱田早弥香と申します。宜しくお願い致します。

Q 趣味を教えてください

A 週1回程度ですが、テニスを楽しんでいます。サーブやスマッシュがきまると気分爽快です。心身の健康維持のためにぼちぼち続けています。

Q 好きな食べ物はなんですか

A 甘いもの全般大好きです。特にいちごやメロンなど、フルーツを使用したものが好きです。甘いものを食べると、元気になります。

Q 好きな本はなんですか

A 『チーズはどこへ消えた?』（スペンサー・ジョンソン著）が好きです。めまぐるしく変化する時代なので、不安を感じたときには思い出して読み返しています。

顧問先様とのご縁を大切にしております。常にベストな結果を追求していきたいと考えております。いつでもお気軽にご相談いただければ幸いです。

当事務所について



労務ジャパン株式会社



福岡中央労務管理事務所

当事務所は福岡高等裁判所（新庁舎）の南門から徒歩1分です。ミニセミナーの開催も行います。ぜひお気軽にお越しください。

《住所、電話番号》

〒810-0031
福岡市中央区谷2-14-8
TEL 092-734-2300
FAX 092-734-2301



《事務所地図》



地下鉄七隈線 六本松駅より徒歩約5分
セブンイレブンが目印です。



すこやか労務月報

[9月版]
No.112

生活道路も、正確速度で。

今年の9月1日から改正道路交通法施行令の施行が始まり、生活道路における法定速度が時速60kmから30kmに引き下げられました。地域住民の日常生活に利用されるような、中央線等がない道路（生活道路）が主な対象です。このような道路での交通事故が多発してきたことで改正になっています。特に道幅が狭い道路の最高速度が引き下げとなりますので、より一層の安全運転を心がけてください。

また、今月は11日～20日は「高齢者交通安全旬間」で、21日～30日は「秋の全国交通安全運動」になっています。夕暮れが少しずつ早くなって、薄暮の時間帯の交通事故も増加する季節を迎えます。早朝や夕方の運転時には車のライト点灯を忘れずに安全運転の徹底をお願いします。



9月の
注意ポイント

- その① 早めのライト点灯など安全運転の徹底を!!
- その② 風水害など自然災害の対策も抜かりなく!!
- その③ 夏バテ対策の睡眠や休養もしっかりと!!